

別紙(2枚目)

記入例⑥

月の途中で給料の支給割合が変わる場合(障害年金受給あり)

有給休職(8割):10月1日～16日

無給休職:10月17日～31日

1 給付日額の計算

平均標準報酬月額 ア ÷ 22 =

標準報酬月額イ

26,820

円 (10円未満四捨五入)

標準報酬月額 イ × 2/3 =

給付日額④

17,880

円 (1円未満四捨五入)

2 給付対象日数及び控除額(報酬との調整額)の計算

休業期間(前ページBの期間)	B1の期間	B2の期間	B3の期間
給付対象日数 ⑤ (上記期間の給与支給対象日数Cのうち、 ④>前ページ③となる日数)	11 日	11 日	日
控除額 ⑥ (前ページ③×給付対象日数⑤)	183,876 円	73,931 円	円

B1～B3の期間の
給付対象日数の合計 ⑦

22 日

B1～B3の期間の
控除額の合計 ⑧

257,807 円

3 請求金額の計算

給付日額④ × 給付対象日数の合計⑦ - 控除額の合計⑧ =

請求金額

135,553

円

【給付金から掛金等を控除する場合の支給金額の計算】※ 共済組合記入欄

控除額内訳

長期掛金(厚年)	長期掛金(退職)	短期掛金	介護掛金	貸付償還金	給付戻入	控除額合計
円	円	円	円	円	円	円

決定金額

円 - 控除額合計 =

差引支給額

円

注 次の書類を添付してください。

ア 当月の休業日において給与が支給された場合は、給与の支給内訳書(追給又は戻入が生じた場合はその内訳書を含む。)の写し(所属所長の原本証明があるもの)

イ 障害年金、障害手当金又は老齢年金を受給している場合(受給権があり、受給予定である場合を含む。)、受給額が決定又は改定されたときは、受給額(年金の場合は年額)が確認できる年金額決定・改定通知書等の写し(所属所長の原本証明があるもの)